



埼玉県報

第252号
令和3年(2021年)
10月15日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(都市計画課)
- 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(教職員課)

条例

- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(都市計画課)
- 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(教職員課)

告示

- 道路改築工事(大滝トンネル本体工)に関する落札者等の公示(入札課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 令和3年度准看護師試験の実施(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託(大宮公園事務所)
- 建築士免許の取消し(建築安全課)
- 建築士免許の取消し(建築安全課)
- 令和3年度埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借に関する落札者等の公示(ICT)

教育推進課)

- 県道中新田入間川線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 県道花園本庄線の区域の変更 (本庄県土整備事務所)
- 県道花園本庄線の供用の開始 (本庄県土整備事務所)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ウェット炭) の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ドライ炭) の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和四年度以降の期末手当の支給割合は令和四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（人事課）

一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の期末手当を改定等するための改正

二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引下げ
- (二) 会計年度任用職員の期末手当の支給の特例を規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)の令和四年度以降の期末手当の支給割合は令和四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十九号) (都市計画課)

一 趣旨

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等をすることができる区域に含まない区域として、土砂災害警戒区域等を追加するための改正

二 内容

市街化調整区域において開発許可等ができる区域に含まない区域として、次の区域を追加

- (一) 災害危険区域
- (二) 地すべり防止区域
- (三) 急傾斜地崩壊危険区域
- (四) 土砂災害警戒区域
- (五) 浸水想定区域(生命等に著しい危害が生じるおそれのあると認められる区域に限る)

三 施行期日

令和四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（教職員課）

一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するための改正

二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引下げ
- (二) 会計年度任用学校職員の期末手当の支給の特例を規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)の令和四年度以降の期末手当の支給割合は令和四年四月一日

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十七号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和四年四月一日から施行する。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百

分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第七条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条及び第八条」を「第八条及び第九条」に改める。

第二条第三項中「及び次項」の下に「、第七条」を加える。

第九条を第十条とする。

第八条中「前六条」を「前七条」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(期末手当の支給の特例)

第七条 第二条第八項及び第六条第四項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第十九条第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十九号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条
例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書及び第七条ただし書中「第八条第一項第二号ロからニまで」
を「第二十九条の九各号」に改める。

附則

- 一 この条例は令和四年四月一日から施行する。
- 二 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第
一項、第三十五条の二第一項又は第四十三条第一項の規定によりされた許可の申
請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに
係る許可の基準については、改正後の第六条第一項ただし書又は第七条ただし書
の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十号

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条

例の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第三条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表」を「第五条及び別表」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(期末手当の支給の特例)

第五条 第三条第八項の規定により支給する期末手当の額は、学校職員給与条例

第十二条の二第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 落札に係る建設工事の名称
道路改築工事（大滝トンネル本体工）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県西関東連絡道路建設事務所建設担当 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2511
番地 1
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
大林・西武・斎藤特定建設工事共同企業体
構成員 株式会社大林組 東京都港区港南2丁目15番2号
西武建設株式会社 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
株式会社斎藤組 埼玉県秩父市下影森163番地
上記代表者 株式会社大林組
- 5 落札金額
5,235,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月21日

告 示

埼玉県告示第千百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

高橋 晃	松野 太	岡部 裕一	高橋 郁子	細川 悠	梅沢 武彦
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	音声・言語機能障害、肢体不自由
整形外科	脳神経外科	整形外科	整形外科	耳鼻咽喉科	脳神経外科
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉医科大学病院	医療法人葦の会石井クリニク	医療法人社団鴻愛会こいのす共生病院	独立行政法人国立病院機構埼玉病院
七―二十 狭山市入間川二―三十	六 羽生市下岩瀬四百四十	郷三十八 入間郡毛呂山町毛呂本	九―一 行田市大字下忍千八十	―一 鴻巣市上谷二千七十三	和光市諏訪二―一
令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日

廣瀬 友城	平林 剛	今莊 智恵子	菊池 章史
免疫機能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害
呼吸器科	外科	泌尿器科	消化器外科
独立行政法人国立病院 機構東埼玉病院	独立行政法人国立病院 機構西埼玉中央病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会新久喜総合病 院	医療法人社団明芳会イ ムス三芳総合病院
七 蓮田市黒浜四千百四十	七十一 所沢市若狭二―千六百	―一 久喜市上早見四百十八	百七十四―三 入間郡三芳町藤久保九
令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日	令和三年九月二十九日

告 示

埼玉県告示第千百五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

田中 伸哉	河野 啓義	志村 国彦	荻原 博	小谷野 岳	笠原 英司	医師の氏名
肢体不自由	聴覚機能障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
埼玉医科大学病院	医療法人洪医会志木耳鼻咽喉科医院	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	医療法人平成会 荻原外科胃腸科医院	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	桶川日出谷診療所	医療機関の名称
入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	新座市東北一―十三―三	幸手市吉野五百十七―五	熊谷市弥藤吾二千百九十二	狭山市入間川二―三十七―二十	桶川市下日出谷西三―三―四	医療機関の所在地
令和三年九月一日	令和三年九月一日	令和三年七月二十四日	令和三年五月三十一日	令和三年四月一日	令和三年三月二十六日	辞退年月日

告示

埼玉県告示第千五百五十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和四年二月六日（日）	聖学院大学（埼玉県上尾市戸崎一番一号）

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和四年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和四年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和四年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和四年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和四年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和三年十二月六日（月）から十二月十日（金）まで

埼玉県准看護師試験センター（新越谷郵便局私書箱一号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和四年三月八日（火）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和四年三月八日（火）午前十時から四月七日（木）午後五時まで

告示

埼玉県告示第千五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン テリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百四十七者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン テリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百四十六者

ハ 変更年月日

令和三年八月三十一日外

ニ 届出年月日

令和三年十月六日

二 縦覧期間

令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ所沢宮本町店

埼玉県所沢市宮本町二丁目二十五番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ドン・キホーテ所沢宮本町店

埼玉県所沢市宮本町二丁目二十五番十一号

（変更後）ドン・キホーテ所沢宮本町店

埼玉県所沢市宮本町二丁目二十五番十一号

ハ 変更年月日

平成十九年十一月二十九日

ニ 届出年月日

令和三年九月二十八日

二 縦覧期間

令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（MMS測量）

三 作業地域

埼玉県内全域（県管理道路）

四 作業期間

令和三年十月二十六日から令和四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

幸手市から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第千五百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
大宮公園駐車場	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役 遠藤 靖	令和三年 十二月一 日から令 和六年十 月三十一 日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 免許の取消しをした年月日
令和三年十月十一日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
石田 吉弘
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第一九五〇五号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第千百六十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 免許の取消しをした年月日

令和三年十月十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

池田 正二

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一五〇四二号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和3年度埼玉県立高等学校タブレット端末等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

64,995,427円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年7月20日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字東三ツ木字天ノ方二四 二番九地先から同市大字東三ツ木 字天ノ方二四二番九地先まで		区 間
九・〇三 九・〇四	八・七四 九・〇三	敷地の幅員 (メートル)
九・四三		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 花園本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで から同市北堀字前田一九二七番二 本庄市北堀字田端一三一番二地先	地先まで から同市北堀字前田一九二七番二 本庄市北堀字田端一三一番二地先	区 間
三二・五〇 〃 二一・六三	三一・九一 〃 一八・六六	敷地の幅員 (メートル)
二三二・一〇	二三二・一〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

<p>路 線 名</p>	<p>花園本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市北堀字田端一三一番二地先から同市北堀字前田一九二七番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年五月十二日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号及び令和三年十月十五日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二四二・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 8,992 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 26,400 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年6月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 697 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 89,980円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年6月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,383 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 63,800 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年6月22日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 252 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町 36 番地の 6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 249,700 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年6月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 418 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町 36 番地の 6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 179,300 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年6月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県選挙管告示第六十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

日 時	場 所	議 題
令和三年 十月十九日（火） 午後七時	庁議室	衆議院議員総選挙について
令和三年 十月二十一日（木） 午前十時	選挙管理委員会室	衆議院議員総選挙について